

浅口市営住宅条例の一部を改正する条例

令和 6 年 9 月 26 日

条例第25号

浅口市営住宅条例(平成18年浅口市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市営住宅 公営住宅及び準公営住宅並びにこれらの附帯施設をいう。

第2条中第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 市営住宅建替事業 現に存する市営住宅を除却するとともに、当該市営住宅に替わるものとして、新たに市営住宅を建設する事業(これに附帯する事業を含む。)をいう。

第2条中第4号を削り、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。

(3) 準公営住宅 特定公共賃貸住宅(市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)の規定により建設及び管理する住宅をいう。)のうち用途を廃止した住戸で、低額所得者に賃貸するため本市が設置するものをいう。

第2条の2中「別表第1」の次に「及び別表第2」を加える。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却

第4条第7号及び第8号中「公営住宅」を「市営住宅」に改める。

第6条第1項中「公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅」を「市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅」に改める。

第7条第3項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第13条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、準公営住宅の家賃は、入居者の収入を勘案し、他の市営住宅及び近傍類似の民間住宅の家賃を考慮して、市長が定める。

第20条第2項中「借上げ市営住宅」を「借上げに係る公営住宅」に改める。

第30条第1項中「認定された入居者」の次に「(準公営住宅の入居者を除く。)」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第28条第1項の規定により収入超過者と認定された準公営住宅の入居者は、第13条第5項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に準公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該

明渡しの日までの間)、毎月の家賃に市長が別に定める率を乗じて得た額を加算した額を家賃として支払わなければならない。

第32条第1項を次のように改める。

第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第13条第1項、第4項及び第5項並びに第30条第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、当該入居者の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める家賃を支払わなければならない。

- (1) 公営住宅の入居者である場合 近傍同種の住宅の家賃
- (2) 準公営住宅の入居者である場合 他の市営住宅の近傍同種の家賃を考慮して市長が定めた家賃

第34条第1項中「法第44条第3項の規定による公営住宅」を「市営住宅」に、「公営住宅に」を「市営住宅に」に改める。

第35条第1項中「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第5項」に改め、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第36条第1項中「、法第38条第1項の規定に基づき」を削る。

第37条中「公営住宅の」を「市営住宅の」に改め、「、法第40条第1項の規定により」を削る。

第38条の見出し中「公営住宅建替事業」を「市営住宅建替事業」に改め、同条中「公営住宅の」を「市営住宅の」に改め、「第13条第1項」の次に「若しくは第5項」を、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第11条で定めるところ」を「令第12条に規定する方法(準公営住宅に入居させる場合にあっては、同条に規定する方法に準ずる方法)」に改める。

第39条の見出し中「公営住宅」を「市営住宅」に改め、同条中「法第44条第3項の規定による公営住宅」を「市営住宅」に、「公営住宅の除却」を「市営住宅の除却」に、「当該公営住宅」を「当該市営住宅」に、「従前の公営住宅」を「従前の市営住宅」に、「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第5項」に改め、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「令第12条で定めるところ」を「令第12条に規定する方法(準公営住宅に入居させる場合にあっては、同条に規定する方法に準ずる方法)」に改める。

第41条第1項第6号及び第6項中「市営住宅」を「公営住宅」に改める。

第49条中「(平成5年法律第52号)」を削る。

第52条第1項中「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第5項」に改め、「第30条第1項」の次に「若しくは第3項」を加える。

第53条中「若しくは第4項」を「、第4項若しくは第5項」に改め、「第30条

第1項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第60条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条の2関係)

公営住宅

名称	位置
浅口市営鴨東住宅	浅口市鴨方町鴨方21番地1
浅口市営地頭上住宅	浅口市鴨方町地頭上328番地
浅口市営六条院住宅	浅口市鴨方町六条院中643番地
浅口市営六条院東住宅	浅口市鴨方町六条院東3070番地1 浅口市鴨方町六条院東3008番地2
浅口市営沼住宅	浅口市金光町須恵92番地1
浅口市営花の木住宅	浅口市金光町地頭下241番地1
浅口市営安広住宅	浅口市寄島町10845番地 浅口市寄島町10821番地 浅口市寄島町10832番地1
浅口市営小池原住宅	浅口市寄島町15900番地 浅口市寄島町15891番地1
浅口市営夏目住宅	浅口市寄島町7605番地1
浅口市営中新開住宅	浅口市寄島町12155番地130

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第2条の2関係)

準公営住宅

名称	位置
浅口市営中新開住宅	浅口市寄島町12155番地130

附 則

この条例は、公布の日から施行する。